

保育所等入所調整点数表

[表A 基本点] 父、母がそれぞれ該当するものを1つ選択

保育の必要な事由				点数	
① 就労	月の就労時間 (休憩時間を含む)	180 時間以上		100	
		160 時間以上	180 時間未満	90	
		140 時間以上	160 時間未満	80	
		120 時間以上	140 時間未満	70	
		100 時間以上	120 時間未満	60	
		80 時間以上	100 時間未満	50	
		64 時間以上	80 時間未満	40	
② 妊娠・出産	出産予定日の前3ヵ月、出産後8週間を経過する日の翌日の月末まで			100	
③ 疾病・障害	疾 病	入院（1ヵ月以上）		100	
		居宅内療養	常時臥床、精神性、感染性		100
			長期療養（安静）		80
			一般加療（通院）		50
	障 害	身体障害者手帳を所持（1・2・3級） 精神障害者保健福祉手帳を所持 療育手帳を所持			100
④ 介護・看護	親族等の常時介護又は看護（長期入院含む）			(※1)	
⑤ 就学	在学中（職業訓練・技能習得含む）				
⑥ 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用していること			20	
⑦ 求職活動	継続した求職活動や起業の準備中			20	
⑧ 災害復旧	災害の復旧作業に従事している場合			100	
⑨ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合（要支援家庭）			状況に 応じ判断	
⑩ 市長特認	その他市長が必要と認める場合				

※1 就労時間に準拠し、介護・看護、就学に加え就労している場合は、合算時間で算出する

[表B 補正点] 世帯に該当する者をすべて選択

世帯の状況に応じた項目			点数
①	ひとり親世帯		130
②	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合）		10
③	生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合		10
④	社会的養護が必要な場合（里親制度を利用）		20
⑤	育児休業を終了した場合（育児休暇・産後休暇明け）		25
⑥	きょうだいが入所している施設を第1希望とする場合		90
⑦	2人以上のきょうだいが同時に 入所を申し込む場合	3人以上または双生児	15
		2人	10
⑧	地域型保育事業などの卒園児が連携施設に入所を申し込む場合		1000
⑨	子どもが3人以上いる場合（入所希望の年度内に18歳以下の子どもの人数）		5
⑩	保育士等として帯広市内の保育所等で月64時間以上勤務する場合（※2）		200
⑪	61歳未満の祖父母等が同居しており、保育が可能な場合		▲ 20
⑫	農村区域の基準地点の区域内にある 保育所を第1希望とする場合（※3）	農村区域に住民票がある（基準地点：居住地）	40
		保護者が共に農村区域に就労（基準地点：就労先）	20

※2 保育所等とは保育所(園)、認定こども園、幼稚園を指す

（現在市外で勤務している場合等、人事異動などの理由で市内の保育所等で勤務する可能性がある場合も対象とする）

※3 農村区域とは、川西、清川、広野、大正、愛国小学校の通学区域を指す

※4 公立保育所再編対象施設である、帯広、青葉、松葉、依田保育所の4施設へ、令和4年度中に入所した児童が、3歳児クラスへの進級時に転園を希望する場合に限り、500点を加算する。

[表C 調整点同点の場合の優先順位]

① 公立保育所再編対象施設（帯広、青葉、松葉、依田保育所）に在籍している世帯
② 就労時間が長い世帯（表Aの①に該当する場合のみ）
③ 基本点の高い世帯
④ 階層区分の低い世帯（所得の低い世帯）
⑤ 世帯の状況から総合的に判断

A:基本点(父)

+

A:基本点(母)

+

B:補正点

=

調整点